

約款新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

1) 『基本約款』

Table with 4 columns: 該当箇所 (Applicable Item), 旧約款表記 (Old Terms), 新約款表記 (New Terms), 内容 (Content). Rows include items like 第1条 (約款の構成および適用), 第2条 (本サービスの種類), 第3条 (通知), 第4条 (約款の変更), 第5条 (利用契約の締結), 第6条 (利用契約の成立), 第7条 (品目の変更), 第8条 (契約事項の変更の届出), 第11条 (利用料金), 第12条 (支払), 第13条 (支払期限), 第14条 (最低利用期間), 第15条 (禁止事項).

	<p>xviii 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者としてウェブページに掲載せざることを助長する行為</p> <p>xix 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける、または社会的に許されないような行為</p> <p>xx 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為</p> <p>xxi 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為</p> <p>xxii その行為が前号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為</p> <p>xxiii その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為</p> <p>2. 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社ホームページ (http://support.sakura.ad.jp/support/caution.html) において禁止事項および注意事項等を別途定めることがあるものと、利用者はこれを遵守するものとします。</p>	<p>xviii 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者としてウェブページに掲載せざることを助長する行為</p> <p>xix 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為、社会的に許されないような行為、またはこれらのおそれのある行為</p> <p>xx 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為</p> <p>xxi 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為</p> <p>xxii その行為が前号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為</p> <p>xxiii その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為</p> <p>2. 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社ホームページ上（「さくらのサポート情報」のページにおける「サービスのご利用にあたって」に「利用上の注意」のページを含みますが、これに限りません）において禁止事項および注意事項等を別途定めることができ、利用者はこれを遵守するものとします。</p>	
<p>新設</p>	<p>新設</p>	<p>第17条(第三者の利用)</p> <p>1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、第三者に対し、当該本サービスが提供する機能の一部または全部を利用させる場合(利用者が当該第三者に対してID・アカウント・パスワード等を実行して利用させる場合を含みますが、これに限りません)、当該第三者に対して前条に定める禁止事項を遵守させる義務を負うものとします。この場合、当社は当該第三者に対して利用契約上何らの義務を負いません。</p> <p>2. 前項の場合において、当該第三者が禁止事項に該当する行為を行った場合、利用者は、当該行為が利用者が行ったとみなされ、利用者が当社および第三者(前項の当該第三者を除きます)に対して全ての責任を負うことについて同意します。また、利用者は、利用者が利用する本サービスにおいて第三者が行った一切の行為(不作為を含みます)について、利用者の関与の有無を問わず、当社に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとします。</p>	<p>・各サービス別約款に個別に規定されていた第三者の利用に関する事項を基本約款に集約します。</p>
<p>新設</p>	<p>新設</p>	<p>第18条(本サービスの維持、管理等)</p> <p>1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当社が発行したアカウントおよびパスワード、サーバ設備、通信設備、その他本サービスに関し利用者に係る維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切に管理するものと、当該管理により生じた結果(当社が発行したアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、漏洩または通知されたことにより生じた結果を含みます)につき当社に対し全責任を負うものとします。</p> <p>2. 利用者は、各本サービスに際し、当社が利用者の利用に供した機器(当該本サービスの利用において、当社がデータセンター内に利用者が設置し、利用者が所有するサーバ・機器等を含み、以下、「本件機器」といいます)に保存されたデータ(個人情報、機密情報その他当該本サービスの提供開始以降に本件機器の利用者用の領域上に保存されたすべてのデータをいい、以下、「利用者データ」といいます)を、自己の責任と費用負担において管理し、バックアップを行うものとします。当社は、利用者データに対して何ら関与および開示するものではなく、事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項について、何ら責任を負うものではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者データの漏洩、滅失等に関する発生 利用者データの漏洩、滅失等に対する当社での予防 利用者データの漏洩、滅失等が発生した場合の当社での対応 利用者データの復旧 <p>3. 利用者は、事由の如何にかかわらず、解約または解除により、各本サービスの利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の日までに、当該本サービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとします。当該利用契約が終了したにもかかわらず、当該本サービスに関する本件機器に利用者データが残置されていた場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任を負わないものとします。</p>	<p>・各サービス別約款に個別に規定されていた利用者でのサービスの維持管理に関する事項を基本約款に集約します。</p>
<p>新設</p>	<p>新設</p>	<p>第19条(上位規約等への同意)</p> <p>1. 利用者は、本サービスにおいて利用者が利用することとなる機器、OS、ソフトウェア、その他のもの(以下、「利用機器等」といいます)について、利用機器等の提供元が、約款、規約、ライセンス、その他名称を問わず、当該利用機器等の利用に関する条件(利用を行っている時点における最新のものを指し、以下、「上位規約等」といいます)を定めている場合、当該本サービスの利用に際し、上位規約等に同意するものとします。</p> <p>2. 本基本約款またはサービス別約款に特別に定める場合を除き、基本約款およびサービス別約款と上位規約等に矛盾または抵触する規定がある場合、上位規約等の規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>・各サービス別約款に個別に規定されていた上位規約等に関する事項を基本約款に集約します。</p>
<p>新設</p>	<p>新設</p>	<p>第20条(ソフトウェア等の利用)</p> <p>1. 利用者は、本サービスにおいて提供されるOS、アプリケーション、ソフトウェア等(以下、これらを併せて「提供ソフトウェア等」といいます)について、本サービスにおいて自ら利用する目的にのみ利用することが可能であり、上位規約等において認められる範囲を超えてこれを利用することはできないものとします。</p> <p>2. 提供ソフトウェア等に関する著作権その他の一切の権利は、提供ソフトウェア等の権利者に帰属します。当社は、利用者に対し、これらの権利に侵害を訴える権利を認めません。ただし、提供ソフトウェア等の権利者が、利用者が本サービスにおいて提供ソフトウェア等を利用するに際し、当社からの許諾が必要であるとする場合であっても、かつ、当社が当該権利を行使することが可能であると認められる場合には、当社は、当該権利者の定めるところに従って、本サービスの利用に必要な範囲内において許諾をするものとします。</p> <p>3. 利用者は、前二項に定める利用者に認められた利用範囲を超えた提供ソフトウェア等の利用または前項に定める提供ソフトウェア等の権利を侵害したことによって当社に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。</p>	<p>・各サービス別約款に個別に規定されていた提供ソフトウェア等の利用に関する事項を基本約款に集約します。</p>
<p>第16条(通信の秘密の保護)</p>	<p>第16条(通信の秘密の保護)</p> <p>1. 当社は、前項の提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲のみ使用または保存します。</p> <p>2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。</p> <p>3. 当社は、利用者が第15条各項のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。</p>	<p>第21条(通信の秘密の保護)</p> <p>1. 当社は、前項の提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。</p> <p>2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。</p> <p>3. 当社は、利用者が第16条各項のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。</p>	<p>・規定内容が明確となるよう、修正します。</p> <p>・約款改定に伴い、参照条項数を修正します。</p>
<p>第17条(個人情報等の保護)</p>	<p>第17条(個人情報等の保護)</p> <p>1. 当社は、利用者の個人情報を、「個人情報保護ポリシー (http://www.sakura.ad.jp/privacy/)」に基づき、適切に取り扱うものとします。</p> <p>2. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報保護ポリシー (http://www.sakura.ad.jp/privacy/statement/)」に記載する利用目的の範囲内で利用します。</p> <p>3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、利用者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。</p> <p>4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に利用者の個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者本人の同意がある場合 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のために必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合 <p>5. 当社は、利用契約が終了し、当該期間の経過後においても、利用者の個人情報または通信の秘密に属する情報を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。</p>	<p>第22条(個人情報等の保護)</p> <p>1. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。</p> <p>2. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報保護ポリシー」に記載する利用目的の範囲内で利用します。</p> <p>3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、利用者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。</p> <p>4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に利用者の個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者本人の同意がある場合 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のために必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合 <p>5. 当社は、利用契約が終了し、当該期間の経過後においても、利用者の個人情報または通信の秘密に属する情報を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。</p>	<p>・参照先ウェブページの表現を、URL表記から文章表記に変更します。</p>
<p>第19条(提供の一時停止)</p>	<p>第19条(提供の一時停止)</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者が料金の支払いを遅滞した場合 利用者の行為(不作為を含む)により当社のサーバ設備または電気通信設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合 利用者が申込みに基づいて虚偽の事項を記載したことが判明した場合 第20条第1項第1号もしくは第2号または第21条第1項第1号もしくは第2号の要求を受けた利用者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合 その他、本基本約款またはサービス別約款に違反した場合 <p>2. 当社は、本サービスを一時的に停止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではありません。</p>	<p>第24条(提供の一時停止等)</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止し、または当該利用者による本サービスの利用を制限することができます。当該一時停止または利用制限に関し、当社は利用者に対し何らの責任も負いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者が料金の支払いを遅滞した場合 利用者の行為(不作為を含む)により当社のサーバ設備または電気通信設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合 利用者が申込みに基づいて虚偽の事項を記載したことが判明した場合 第25条第1項第1号、同第2号、または同第3号の要求を受けた利用者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合 その他、本基本約款またはサービス別約款に違反した場合 <p>2. 当社は、本サービスを一時的に停止または利用制限する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。</p>	<p>・規定内容が明確となるよう、修正します。</p> <p>・約款改定に伴い、参照条項数を修正します。</p>
<p>第20条(禁止事項に関する措置)</p>	<p>第20条(禁止事項に関する措置)</p> <p>1. 当社は、利用者が第15条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合その他本サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置をいづれか単独または複数組み合わせて講ずることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本サービスのサービスの一部を制限 本サービスの機能の一部の利用を制限 前条の規定に基づき本サービスの提供を一時停止 第24条第1項の規定に基づき利用契約を解除 <p>2. 当社は、前項に基づき前項第3号から第5号のいずれかの措置を講ずる場合には、利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。</p>	<p>第25条(情報等の削除等)</p> <p>1. 当社は、利用者が第16条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、利用者の本サービスの利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、その他本サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該利用者に対し、前条第1項各号のいずれかの措置をいづれか単独または複数組み合わせて講ずることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本サービスに保存されたデータの一部を削除するよう要求 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求 事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部または一部を本件機器から削除し、または他者が閲覧できない状態に置く 本サービスの機能の一部の利用を制限 前条の規定に基づき本サービスの提供を一時停止 第28条の規定に基づき利用契約を解除 <p>2. 当社は、前項に基づき前項各号のいずれかの措置を講ずる場合には、利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。</p>	<p>・第20条および第21条を統合します。</p>
<p>第21条(他者からのクレーム)</p>	<p>第21条(他者からのクレーム)</p> <p>1. 当社は、利用者の本サービスの利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合は、当該利用者に対し、前条第1項各号のいずれかの措置をいづれか単独または複数組み合わせて講ずることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求 事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスをを通じてインターネット上に掲載した情報の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置く <p>2. 当社は、前項に基づき前条第1項第3号から第5号および前項第3号のいずれかの措置を講ずる場合には、利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。</p>	<p>削除</p>	<p>・同上</p>
<p>第22条(サービスの品目の変更)</p>	<p>第22条(サービスの品目の変更)</p> <p>1. 当社は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、その利用する本サービスの品目の変更を要することができます。利用者は、当社の同意を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。</p>	<p>第26条(サービスの種類または内容の変更)</p> <p>1. 当社は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、その利用する本サービスの種類または内容の変更を要することができます。利用者は、当社の同意を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。</p>	<p>・「品目」の表現を変更します。</p>
<p>第23条(提供の廃止)</p>	<p>第23条(提供の廃止)</p> <p>当社は、業務の都合によりやむを得ず本サービスの特定の品目を廃止することがあります。その際は、廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。</p>	<p>第27条(提供の廃止)</p> <p>当社は、業務の都合によりやむを得ず本サービスの特定の種類または内容を廃止することがあります。その際は、廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。</p>	<p>・同上</p>
<p>第24条(利用契約の解除等)</p>	<p>第24条(利用契約の解除等)</p> <p>1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第19条第1項各号のいずれかに該当する場合 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合 手形、小切手が不渡りとなった等支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合 その他本基本約款またはサービス別約款に違反した場合 <p>2. 利用者は、第14条に従うことを条件に、当社に対し前月20日までに通知することにより、翌月末日をもって利用契約を解約することができます。</p> <p>3. 利用者が、法人または個人事業者で、年間一括払い契約の場合、前項に基づき利用契約を解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。それ以外の利用者については、当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するものとします。</p>	<p>第28条(利用契約の解除等)</p> <p>1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>2. 当社は、第24条第1項各号のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合 手形、小切手が不渡りとなった等、支払いを停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合 	<p>・契約解除事由として申込みの拒絶事由を追加します。</p> <p>・約款改定に伴い、参照条項数を修正します。</p> <p>・第2項および第3項を次条に移設します。</p>
<p>第25条(契約期間、解約および自動更新)</p>	<p>第25条(契約期間、解約および自動更新)</p> <p>1. 利用契約の契約期間は、利用開始日から1年を経過した月の末日とします。</p> <p>2. 利用者が、契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)、当社所定の方法により解約の意思表示を行わない限り、利用契約は更に1年自動的に延長されるものとします。以後も同様とします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)当該利用者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。</p>	<p>第29条(契約期間、解約および自動更新)</p> <p>1. 利用契約の契約期間は、利用開始日から1年を経過した月の末日とします。</p> <p>2. 利用者が、契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)、当社所定の方法により解約の意思表示を行わない限り、利用契約は更に1年自動的に延長されるものとします。以後も同様とします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)当該利用者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。</p> <p>4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、利用者は、契約期間内であっても、第15条に定める最低利用期間の経過以後、当社に対し前月20日までに通知することにより、翌月末日をもって利用契約を解約することができます。この場合、法人または個人事業者を除く利用者の利用契約であって、当該本サービスの支払方法が年間一括払いであるものについては、当該本サービスの月額料金を契約開始から解約までの期間の月数を乗じた額および当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するものとします。</p>	<p>・前条第2項および第3項を統合し、第4項として追加します。</p>
<p>第28条(免責)</p>	<p>第28条(免責)</p> <p>1. 当社は、本基本約款またはサービス別約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用(利用不能も含み、以下本条において同様とします)に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合)の利用者が本サービスの利用(利用不能も含みます)に関して損害を被った場合には、この限りではありません。この場合、当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当該の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為により生じた直接の通常損害については、その本サービスの1ヶ月分の利用料金を相当額を限度として、上記損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>2. 利用者が本サービスを利用するにおいて発生した第三者(国内外を問いません)との紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第32条(保証、免責)</p> <p>1. 当社は、本基本約款またはサービス別約款で特に定める場合を除き、利用者への本サービスの提供に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証(特定目的への適合性、機能および効果の有用性、サービスの品質、資産に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性または整合性、第三者の権利の非侵害性、本サービスに基づき利用者に対して提供される機器の正常な稼働、本サービスの定量的な提供等を含みますが、これらに限りません)も行わないものとします。</p> <p>2. 当社は、本基本約款またはサービス別約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害(本サービスの利用の不能、またはこれらにより提供される機器・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの提供の遅延、利用設置データの損壊・消失およびサービスによる盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホール)の賠償責任を含みますが、これらに限りません。以下同じについては、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合)におけるものを除きます)の利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合には、この限りではありません。この場合、当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当該の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為により生じた直接の通常損害については、その本サービスの1ヶ月分の利用料金を相当額を限度として、上記損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、当社の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線その他当社の責めに帰することができない事由による本サービスの全部または一部の履行遅滞または履行不能について、利用者に対して何らの責任を負わないものとします。</p> <p>4. 利用者の本サービスの利用に起因して第三者(国内外を問いません)と当社または利用者との間に発生した紛争に関しては、当該利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>・各サービス別約款に個別に規定されていた保証に関する事項を基本約款に集約します。</p> <p>・規定内容が明確となるよう、修正します。</p>
<p>新設</p>	<p>新設</p>	<p>第8章(反社会的勢力の排除)</p> <p>第33条(反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 利用者は、自己または自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者(利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請業者を含みます。以下同じ)が、利用開始日において次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等種別若くは、特殊技能暴力集団、その他これらに準じる者(以下、「反社会的勢力」と総称します)であること 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営を間接的に支配していると認められる関係を有すること 前号の反社会的勢力が、当社の利益を害する目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること <p>2. 利用者は、自己、自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辭を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしなくても確約するものとします。</p> <p>3. 当社は、利用者が前号のいずれかに該当し、かつ当社が認めた場合、当該利用者に対し何らの通知・催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。</p> <p>4. 当社は、利用者が反社会的勢力に該当すると当社が認めた場合には、当該利用者に対し、必要に応じて説明または資料の提出を求めることができ、当該利用者は遅やかにこれに応じなければならないものとします。当該利用者がこれに遅やかに応じず、あるいは、虚偽の説明をする、虚偽の資料を提出するなど誠意に対応しなかったと当社が認めた場合、当社は、当該利用者に対し何らの通知・催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。</p>	<p>・反社会的勢力の排除に関する事項を新たに規定します。</p>

附則 第1条(適用開始)	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成23年3月30日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成23年8月30日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成23年8月30日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。	本改定にもなう適用日の変更をおこないます。
-----------------	--	---	-----------------------